

第3回 特定複合観光施設区域整備推進会議 議事次第

平成29年5月31日（水）
16：00～18：00
官邸2階小ホール

1. 開会
2. カジノ規制制度の基本的な考え方について
3. 事業者からのヒアリングについて
4. 参入規制について
 - ・カジノ事業の参入規制について
 - ・IR事業運営形態について
 - ・株主の規制について
 - ・カジノ関連機器等製造業等の参入規制について
5. 閉会

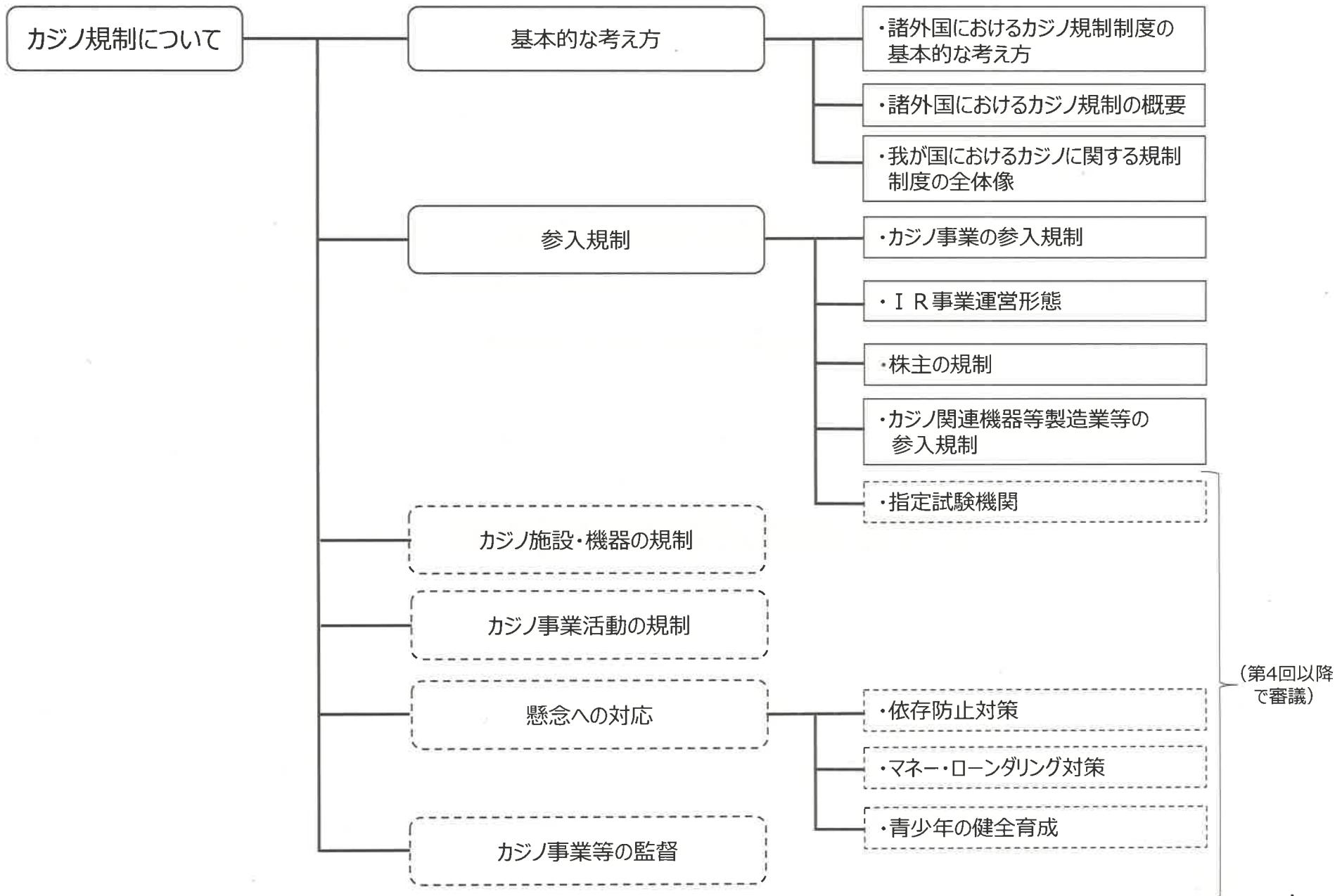
《配布資料》

- 資料1 カジノ規制制度の基本的な考え方
- 資料2 事業者説明資料
- 資料2-1 コナミホールディングス株式会社 説明資料
 - 資料2-2 エンゼルプレイングカード株式会社 説明資料
- 資料3 参入規制に関する論点

カジノ規制制度の基本的な考え方

1. 諸外国におけるカジノ規制制度の基本的な考え方
2. 諸外国におけるカジノ規制の概要
3. 我が国におけるカジノに関する規制制度の全体像

第3回会合の論点について



第1 カジノ規制制度の基本的な考え方

1. 諸外国におけるカジノ規制制度の基本的な考え方

我が国においては未だカジノ事業の実施が許容されていない中、シンガポール、米国ネバダ州を始めとした諸外国のカジノ規制制度の基本的な考え方は、以下のとおり。

● 「特権」と表裏一体の高度な規範・責任

- カジノ事業の実施を「特権」として位置付け、「特権」を受ける主体であるカジノ事業者に対し、事業の適切な実施に関して高度な規範・責任を要求。

● 「免許」制による厳格な参入規制と徹底した背面調査

- カジノ事業者及びその関係者だけでなく、カジノ事業に利益関係及び取引関係を有する者を幅広く免許等の対象とし、反社会的勢力等の排除のため、高い廉潔性等の厳格な参入要件を設定するとともに、徹底した背面調査等を実施して免許制度に対する公共の信用を確保。

● ゲーミングの公正性の確保

- カジノ行為（ゲーミング）の公正な実施を確保するため、ゲーミングの種類・方法のほか、ゲーミングの実施やその会計処理等に使用する機器等を規制。

● 厳格な事業規範と規制当局による厳正な監督による健全な事業運営の確保

- カジノに伴う懸念への対処を含めた厳格な事業規範を確立するとともに、その業務方法や財務活動について厳格な規制を課すほか、専門の規制当局により厳正な監督を実施。

2. 諸外国におけるカジノ規制の概要

①諸外国におけるカジノ規制の体系

- 諸外国では、カジノ事業者から反社会的勢力等を排除するため、厳格な背面調査等に基づく審査を経て、カジノ事業の免許を付与。
- また、ゲームの公正性の確保等のため、ゲーミング規制等を導入。

項目	シンガポール	米国ネバダ州
○参入規制 (カジノ事業の免許制（背面調査の実施を含む。）等)	○	○
○カジノ施設・機器に関する規制	○	○ (カジノ機器のみ)
○カジノ事業活動に関する規制 (ゲーミングに関する規制等)	○	○
○主な懸念への対応		
・依存防止対策	○	○
・マネー・ローンダリング対策	○	○
・青少年の健全育成	○	○

②諸外国におけるカジノ規制の目的

- 諸外国では、クリーンなカジノを実現するため、反社会的勢力の排除、未成年者等の保護、公序良俗の確保等をカジノ規制や規制当局の目的として位置付けている。

シンガポール	米国ネバダ州
<p>○カジノ管理法（第33A章） 当局の目的は、次の目的のために、カジノの免許、監督及び統制に関するシステムを維持し、運営することである。 (a) カジノの運営と操業が、適格性を有する者によってなされ、かつ犯罪の影響や搾取を受けないことを確保すること。 (b) カジノにおけるゲーミングが誠実に行われることを確保すること。 (c) 未成年、弱者及び社会全体に対しカジノが害を与える可能性を阻止し抑制すること。</p>	<p>○ネバダ州法第463章 463.0129 ゲーミングに関する州の公共政策；取り消すことのできる特権としての免許又は許可 (a) ゲーミング産業はネバダ州経済及び住民の一般的福祉にとって極めて重要である。 (b) ゲーミングが継続的に成長し成功するか否かは、①許可されたゲーミング及びゲーミング機器及び関連機器の製造、販売及び流通が正当にかつ競争的に実施されていること、②制限付き又は無制限の免許を保有し、ゲーミングが実施され、ギャンブル機器が操作される施設が、周辺地域の住民の生活の質に不当に影響を及ぼさないこと、③免許保有者の債権者の権利が保護されていること、④ゲーミングに犯罪的・腐敗的要素が無いこと、に対する公衆の信頼にかかっている。 (c) 公衆の信頼と信託は、免許を受けたカジノ施設の運営、ゲーミング機器及び関連機器の製造、販売又は流通、及びカジノ間接続システムの運営に関連する全ての者、場所、行動、結社及び活動を厳しく規制することで維持される。 (d) それゆえに、ネバダ州住民の公衆衛生、安全、道徳、良俗及び一般的福祉を保護し、ゲーミングの安定性と成功を促進し、及びネバダ州の競争経済と自由競争政策を維持する目的で、①ゲーミングが実施され、ゲーミング機器が操作される全ての施設、②特定のゲーミング機器及び装置の製造者、販売者、③カジノ間接続システムの運営者は、免許を取得し、統制を受け、支援されなければならない。 (e) ゲーミングが、正当に、競争的に、及び犯罪的・腐敗的要素を含まないように実施されることを確保するため、別に法に定めがある場合を除き、ネバダ州のゲーミング施設は公衆に開かれていなければならず、公衆のゲーミングへのアクセスが制限されてはならない。</p>

<参考>諸外国におけるカジノ規制の目的（原文）

シンガポール	米国ネバダ州
<p>Casino Control Act (CHAPTER 33A)</p> <p>PART II CASINO REGULATORY AUTHORITY OF SINGAPORE</p> <p>Division 2 — Functions, duties and powers of Authority</p> <p>Objects of Authority</p> <p>8. The objects of the Authority are to maintain and administer systems for the licensing, supervision and control of casinos, for the purpose of —</p> <ul style="list-style-type: none"> (a)ensuring that the management and operation of a casino is carried out by persons who are suitable, and remains free from criminal influence or exploitation; (b)ensuring that gaming in a casino is conducted honestly; and (c)containing and controlling the potential of a casino to cause harm to minors, vulnerable persons and society at large 	<p>NRS 463.0129 Public policy of state concerning gaming; license or approval revocable privilege.</p> <p>1. The Legislature hereby finds, and declares to be the public policy of this state, that:</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) The gaming industry is vitally important to the economy of the State and the general welfare of the inhabitants. (b) The continued growth and success of gaming is dependent upon public confidence and trust that licensed gaming and the manufacture, sale and distribution of gaming devices and associated equipment are conducted honestly and competitively, that establishments which hold restricted and nonrestricted licenses where gaming is conducted and where gambling devices are operated do not unduly impact the quality of life enjoyed by residents of the surrounding neighborhoods, that the rights of the creditors of licensees are protected and that gaming is free from criminal and corruptive elements. (c) Public confidence and trust can only be maintained by strict regulation of all persons, locations, practices, associations and activities related to the operation of licensed gaming establishments, the manufacture, sale or distribution of gaming devices and associated equipment and the operation of inter-casino linked systems. (d) All establishments where gaming is conducted and where gaming devices are operated, and manufacturers, sellers and distributors of certain gaming devices and equipment, and operators of inter-casino linked systems must therefore be licensed, controlled and assisted to protect the public health, safety, morals, good order and general welfare of the inhabitants of the State, to foster the stability and success of gaming and to preserve the competitive economy and policies of free competition of the State of Nevada. (e) To ensure that gaming is conducted honestly, competitively and free of criminal and corruptive elements, all gaming establishments in this state must remain open to the general public and the access of the general public to gaming activities must not be restricted in any manner except as provided by the Legislature.

③諸外国におけるカジノ事業免許の審査（1）

- カジノ事業を行う場合、免許の取得が義務付けられていることが一般的。
- 規制当局は、①社会的信用、②反社会的勢力との接点がないこと、前科がないこと等、③資金源を含む財政状態、④運営・経営能力、経験、⑤法令順守の組織内体制等を審査。
- FATF※勧告においては、「カジノは、必要な資金洗浄・テロ資金供与対策を効果的に実施していることを確保するための包括的な規制制度及び監督体制の対象となるべきであり、少なくとも、免許制とすべき」とされている。

免許の対象	国・地域により異なるが、例えば米国ネバダ州ではカジノ事業者のか以下のが対象となっている。 <ul style="list-style-type: none">- カジノ事業者の株主- カジノ事業者の経営陣- ゲームの運営に関与する従業員- ゲーミング機器の製造等を行う事業者- カジノ施設が整備される土地の所有者 等
要件	国・地域により異なるが、概ね以下の要件が規定されている。 <ul style="list-style-type: none">①社会的な信用を有すること（誠実さ、正直さ、善良さ等）②反社会的勢力との接点がないこと、前科がないこと等③資金源を含む財政状態④運営・経営能力、経験⑤法令順守の組織内体制 等
有効期間	<ul style="list-style-type: none">・ シンガポール : 3年・ 米国ネバダ州 : 無期限
費用負担	審査に係る費用は申請者が負担

(※) Financial Action Task Force : 国際金融作業部会。マネー・ローリング及びテロ資金供与対策のための国際基準を策定する多国間の枠組みとして、1989年のアルジェ・サミット経済宣言によって設立。

③諸外国におけるカジノ事業免許の審査（2）

- カジノ事業免許交付に際しては、規制当局が背面調査を実施することが一般的。
- 規制当局は、①免許申請者等に対して広範な情報提出を求め、②その情報の確認を行い、③分析結果を踏まえて追加情報を収集する等のプロセスを通じ、事業主体の廉潔性や事業運営の健全性等が確保されているか等を徹底的に調査。
- 米国ネバダ州ではMulti Jurisdictional Personal History Disclosure Form（カジノ事業免許の申請における共通確認事項）に基づいて、背面調査を実施。その他の国・地域でも、同様の項目について背面調査を実施。

Multi Jurisdictional Personal History Disclosure Formの項目例^(※1)

一般（非財務）事項	<ul style="list-style-type: none">• 刑事・民事訴訟記録• 学歴• 軍歴• 雇用歴• 婚姻歴• 犯罪情報（前科前歴） <p>等43項目</p>
財務事項	<ul style="list-style-type: none">• 資産情報（銀行預金、貸付け、生命保険等）^(※2)• 負債情報（支払手形、抵当権等） <p>等34項目</p>

(※1) 本人だけでなく、配偶者、被扶養者等について調査される項目も含まれる。

(※2) 例えば、米国ネバダ州では、過去10年間に遡って、金融取引の情報が求められる。

④諸外国におけるカジノ施設・機器の規制

- カジノ事業への参入規制だけでなく、カジノ施設・スロットマシーン等の機器についても規制されていることが一般的であり、具体的には、カジノ施設の規模、構造・設備、カジノ関連機器に関する規制がある。

項目	シンガポール	米国ネバダ州
施設面積	<ul style="list-style-type: none">ゲーミング区域の総面積は、15,000m²を超えてはならない	—
機器	<ul style="list-style-type: none">スロットマシーン等の数は、2,500台を超えてはならない機器は、規制当局が定める技術基準等の基準に合致していることが必要機器の製造等を行う業者は、規制当局による承認が必要	<ul style="list-style-type: none">規制当局が承認していないゲーミング機器を使用してはならない<ul style="list-style-type: none">承認に際しては、理論上の払い戻し基準、技術基準等の最低基準が設けられている機器の製造等を行う業者は、免許が必要

⑤諸外国におけるカジノ事業活動の規制

- カジノ事業者への参入規制に加え、カジノ施設内で行われるゲーミングについても規制されていることが一般的であり、具体的には、ゲーミングの種類・内容に関する制限等がある。
- カジノ事業者は、外部の事業者との間の取引においても反社会的勢力の排除等適正な事業遂行が求められるため、カジノ事業に関する商品・サービスの供給について、規制当局によって、一定の取引に対する監視体制や取引の相手方の適合性の確認体制が置かれている。

項目	シンガポール	米国ネバダ州
ゲーミングの種類・内容	<ul style="list-style-type: none"> 規制当局はプレイ方法及びゲームルールを認可することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 免許保持者は、州法に列挙されていないゲームを規制当局の許可なく運営してはならない
広告規制	<ul style="list-style-type: none"> 当局による広告の事前承認制 シンガポール国民及び永住者を対象とした広告の禁止 広告場所の制限（空港、クルーズ船の停泊所等） 	<ul style="list-style-type: none"> 良識、品位、品格、誠実さを備えた、人に不快感を与えない広告及び広報活動の実施を怠った場合は（虚偽又は重大な誤解を招くような広告を含む）、懲戒処分の対象となる
コンプ※規制	<ul style="list-style-type: none"> マーケティング業者に対して、支払った手数料、リベート及びコンプの額等の記録保管の義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> コンプ提供に係る記録保存や報告を義務付け

※ コンプとは、コンプリメンタリー（complimentary,無料の）の略称。顧客の賭け金額等に応じ、モノやサービスの形で特典を付与し、賭け金額の一部を顧客に還元するもの。マーケティング手法として一般的な商慣習。

項目	シンガポール	米国ネバダ州
金融業務の規制	<ul style="list-style-type: none"> カジノ事業者による与信対象を、シンガポール国籍又は永住権を有しない者、10万シンガポールドル（Sドル）（約800万円）以上の現金をカジノ事業者に預け入れている者等に限定 与信口座の設定に当たり、顧客の情報、与信限度額等を要件とする契約を顧客と締結することを義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> 与信口座の設定に当たり、顧客の情報、信用情報、与信限度額等について記録することを義務付け
入場規制	<ul style="list-style-type: none"> 本人又は家族の申請、若しくは第三者又は法令上の規定に基づく入場制限（21歳未満の者の入場禁止（ゲーミングも禁止）等） 	<ul style="list-style-type: none"> 21歳未満の者のギャンブルが実施されるスペース等における滞留の禁止（ゲーミングも禁止）等
従業者規制	<ul style="list-style-type: none"> カジノ事業に関わる従業者もライセンスの対象となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 左と同様の内容

項目	シンガポール	米国ネバダ州
契約規制	<ul style="list-style-type: none"> • 次の契約に対する承認による規制を実施 <ul style="list-style-type: none"> - カジノの業務のための商品又はサービスの供給等に 関連（ゲーミング機器の供給、メンテナンス、修理及 び処分、債権回収、カジノの安全・監視に関するコン サルタント）する契約 - 50万ドル（約4,000万円）を上回る契約 	<ul style="list-style-type: none"> • 次の契約に対する適合性の判断又は免 許取得の義務付けによる規制を実施 <ul style="list-style-type: none"> - カジノ施設の不動産に利害関係を有する者との契 約 - ゲーミング機器の修理等を行う者との契約 - ゲーミングからの収益等に基づく支払いを受領する契 約
内部統制	<ul style="list-style-type: none"> • 適正な財務・会計処理が確保されている か、各種関係法令に対する遵守状況、 ゲームの公正性が確保されているか等の確 認、検証を行う体制・手続（内部統制シ ステム）の構築をカジノ事業者に義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> • 左と同様の内容

⑥諸外国における依存防止への対応（入場規制）

○入場規制としては、①特定の人物の入場を排除する制度（入場制限制度）、②一定の期間における最大入場回数を設定する等入場回数を制限する制度（入場回数制限制度）、③入場料の徴収等の方法がとられている。

項目	シンガポール	米国ネバダ州
入場制限制度	<ul style="list-style-type: none">本人の申請に基づく入場制限家族の申請に基づく入場制限第三者又は法令上の規定による入場制限<ul style="list-style-type: none">21歳未満の者（ゲーミングも禁止）NCPG（問題ギャンブル国家評議会）の査定委員会が過去の信用情報に問題があると認める者NCPGの査定委員会がギャンブルによって経済的に劣悪な状況にさらされていると判断した者政府からの財政援助を受けている者破産者	<ul style="list-style-type: none">21歳未満の者のギャンブルが実施されるスペース等における滞留の禁止（ゲーミングも禁止）
入場回数制限制度	<ul style="list-style-type: none">本人の申請に基づく入場回数制限家族の申請に基づく入場回数制限第三者による入場回数制限<ul style="list-style-type: none">NCPGの査定委員会が過去の信用情報に問題があると認める者NCPGの査定委員会がギャンブルによって経済的に劣悪な状況にさらされていると判断した者	—
入場料の徴収	<ul style="list-style-type: none">シンガポール国民又は外国人永住者から徴収24時間：100Sドル（約8,000円） 1年間：2,000Sドル（約16万円）	—

⑦諸外国におけるマネー・ローンダリングへの対応

- マネー・ローンダリング対策は、FATF^{※1}勧告を踏まえ、各国で法令、指針等が規定されている。
- カジノは疑似金融機関として扱われ、金融機関と同等の水準での対応が要求されている。

●FATF勧告及び主要国でのマネー・ローンダリング対策概要

項目	FATF勧告	米国・シンガポールの規制
本人確認その他の顧客管理措置 (Customer Due Diligence (CDD))	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設等の業務関係の確立、一定の閾値（3,000ドル/ユーロ^{※2}）を超える一見取引等、マネロンの疑いや本人確認データの真正等に疑いがある場合において本人確認を実施 ・実施事項として、信頼できる情報源、合理的措置、継続的なCDD、追加情報の入手を要求 	<p>(法令によりCDDが要求される閾値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国ネバダ州：2,500ドル超の与信等、10,000ドル超の現金取引 ・シンガポール：5,000Sドル以上のデポジット、10,000Sドル以上の現金取引
記録の保存	取引記録・CDDは最低5年間保存	法令で規定
リスク評価	マネロン等のリスク特定・評価・低減の実施を要求	法令等により、顧客・取引に関する事項等を考慮したリスク評価を要求
報告	マネロン等の疑わしい取引につき、資金情報機関に速やかに届け出るよう法律で義務付け	疑わしい取引報告要求（米国では5,000ドル以上という閾値を設定）
上記を的確に行うための措置	従業員訓練、プログラム監査、プログラム遵守方針を含んだ対策実施を要求	法令において、実施すべき事項を規定
その他	—	一定額以上の現金取引報告要求（Cash Transaction Report (CTR)）。米国では10,000ドル超、シンガポールでは10,000Sドル以上という閾値を設定）

（※1）Financial Action Task Force：国際金融作業部会。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための国際基準を策定する多国間の枠組みとして、1989年のアルジェ・サミット経済宣言によって設立。

（※2）なお、金融機関については、15,000ドル/ユーロを閾値として設定。

⑧諸外国における青少年の健全育成への対応

- 諸外国では、青少年の健全育成等の観点から、法令等によって広告規制、入場規制等が講じられている。

項目	シンガポール	米国ネバダ州
広告規制	<ul style="list-style-type: none">・当局による広告の事前承認制・シンガポール国民及び外国人永住者を対象とした広告の禁止・広告場所の制限（空港、クルーズ船の停泊所等）	<ul style="list-style-type: none">・良識、品位、品格、誠実さを備えた、人に不快感を与えない広告及び広報活動の実施を怠った場合は（虚偽又は重大な誤解を招くような広告を含む）、懲戒処分の対象となる
入場規制	<ul style="list-style-type: none">・21歳未満の者の入場禁止（ゲーミングも禁止）	<ul style="list-style-type: none">・21歳未満の者のギャンブルが実施されるスペース等における滞留の禁止（ゲーミングも禁止）

3. 我が国におけるカジノに関する規制制度の全体像～世界最高水準のカジノ規制を目指して～

クリーンなカジノの実現

免許等による 参入規制

- (1) カジノ事業者
事業者のほか、以下の者も対象
 - ・代表者
 - ・役員
 - ・株主
 - ・監査人 等

(2) 土地/施設所有者

(3) カジノ関連 機器等 製造事業者等

(4) 指定試験機関 等

カジノ施設・ 機器の規制

- ・施設の数・規模
- ・施設の構造・設備
- ・カジノ関連機器の基準等
- ・型式検定 等

カジノ事業活動の規制

- (1) カジノ行為（ゲーミング）に関する規制
 - ・種類・方法の制限
 - ・不正防止のための措置 等
- (2) カジノ事業に関する規制
 - ・約款の認可
 - ・広告・勧誘の制限
 - ・コンプの規制
 - ・金融業務の限定
 - ・入場規制・本人確認
 - ・業務委託の制限
 - ・従業者の確認・届出
 - ・内部管理体制の整備
 - ・カジノ施設内関連業務の制限
 - ・秩序維持・苦情処理のための措置 等
- (3) カジノ事業を含む I R 事業に関する規制
 - ・業務方法書の認可
 - ・契約の認可等
 - ・業務監査の実施
 - ・区分経理の実施
 - ・財務報告書・内部統制報告書の届出 等

懸念への対応

依存防止対策

- ・入場規制
(本人・家族申告による利用制限措置・入場料 等)
- ・広告・勧誘の制限
- ・コンプの規制
- ・与信の制限
- ・カジノ事業者自ら実施する依存防止措置 等

マネー・ローンダリング対策

- ・チップの規制
- ・取引時確認等の義務付け
- ・カジノ事業者自ら実施するマネー・ローンダリング対策 等

青少年の健全育成

- ・入場規制
- ・広告・勧誘の制限 等

カジノ管理委員会

世界最高水準のカジノ規制を的確に執行するため

- ・調査権限
✓報告徴収、立入検査 等
- ・監督処分
✓業務改善命令
- ・罰則
✓業務停止命令
- ✓許認可の取消し 等

連携

主務大臣 都道府県等

公益性の観点から、
I R 事業全体を規制・監督

＜参考＞我が国におけるカジノ規制制度の設計に際し考慮すべき事項

(1) カジノ事業への参入について

推進法

- ・カジノ施設の設置運営者（従業者を含む）、カジノ関連機器の製造・輸入・販売者、カジノ施設における役務提供者に対する規制（第9条）

附帯決議

- ・特定複合観光施設区域の認定数の上限の法定（第4項）
- ・カジノ施設関係者に対する厳格な要件の設定及びその適合性についての徹底した調査の実施。カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等のため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性の確保（第7項）

(2) カジノ施設・機器について

推進法

- ・カジノ関連機器の製造・輸入・販売者に対する規制（第9条）
- ・ゲームの公正性のための必要な基準の措置（第10条第1項第1号）

附帯決議

- ・特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模の上限等の設定（第3項）

(3) カジノの事業活動及び懸念への対応について

推進法

- ・カジノ施設における不正行為の防止及び有害な影響の排除の観点から、「ゲームの公正性の確保のための基準」「チップ等金銭代替物の適正な利用」「カジノ施設関係者及びカジノ施設入場者からの暴力団員その他不適当者の排除」「犯罪の発生の予防及び通報のための体制整備」「風俗環境の保持等」「広告及び宣伝」「青少年の健全育成」「ギャンブル依存症等の悪影響の防止」に関して、必要な措置を実施（第10条第1項第1号～第8号）
- ・カジノ施設入場者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関する措置を実施（第10条第2項）

附帯決議

- ・厳格な入場規制の導入。自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営の実現。入場規制の制度設計に当たっての個人番号カードの活用の検討（第8・9項）
- ・世界最高水準の厳格なカジノ営業規制の構築（第11項）
- ・マネー・ローダリングの防止の徹底（第12項）

(4) カジノ事業の監督について

推進法

- ・内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置（第11条）

附帯決議

- ・独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会としてのカジノ管理委員会の設置、厳格な執行体制の構築（第13項）

(5) カジノ収益の社会還元について

推進法

- ・適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益の社会還元を基本（第3条）
- ・納付金の徴収（第12条）

附帯決議

- ・納付金の使途の検討（第15項）

(6) 刑法の賭博に関する法制との整合性について

- ・附帯決議において指摘（第2項）

事業者説明資料

資料 2 – 1 コナミホールディングス株式会社 説明資料

資料 2 – 2 エンゼルプレイングカード株式会社 説明資料

厳格なゲーミングライセンス制度への対応 ～背面調査における事例紹介～



Konami Gaming, Inc.

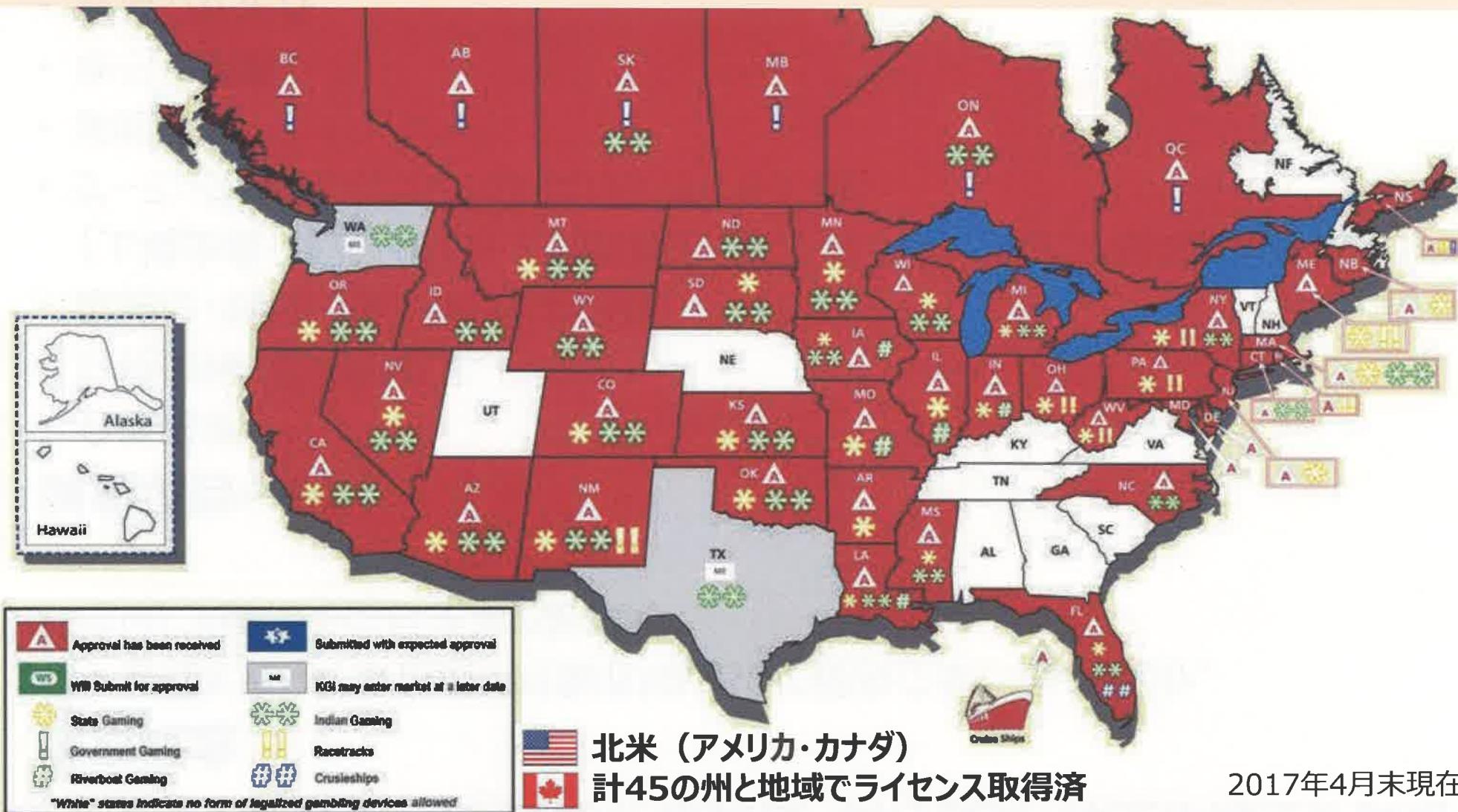
敷地面積 50,181m² (15,180坪) ※東京ドーム 約1個分

コナミホールディングス株式会社
2017年5月31日

1. ゲーミング&システム事業：ゲーミングライセンス

KONAMI

北米をはじめ 全世界で404のゲーミングライセンスを取得



北米（アメリカ・カナダ）
計45の州と地域でライセンス取得済

2017年4月末現在

 オーストラリア：全 8 の州と地域でライセンス取得済
 ニュージーランド：商品ライセンスを取得済

-  シンガポールでライセンス取得済
-  南アフリカの当該州でライセンスを取得済
-  マカオでライセンス取得済

企業のライセンス調査プロセス、取締役・執行役員・株主が適正か調査

調査概念

- ・ 子会社を含む対象企業が対象地域において優良企業市民であるか。
- ・ 地域に貢献する優良企業であるか。

調査項目一例

- ・ 会社沿革
- ・ 財務情報、税務情報
- ・ 取締役・執行役員・大口株主情報
(上場企業:株式10%以上保有株主、非上場企業 : 株式5%以上保有株主)
- ・ ゲーミング業界とのこれまでの関わり、ライセンス歴
- ・ 訴訟歴
- ・ 取引先情報
- ・ 経営の安定性

2. ライセンス調査：企業に対する調査

KONAMI

良き企業市民として持続可能な社会の発展に貢献

環境に配慮した建物として認証システム「LEED」に認定



ネバダ大学ラスベガス校との産学連携（ゲーミング依存症対策への支援）



一般財団法人（非営利型）上月財団の活動

重点事業と位置づけるトップアスリートの育成を目的としたスポーツ関連事業をはじめ、教育・文化に関する助成など、社会から求められる事業を推進し、7,200件を超える助成を実施

3. ライセンス調査：個人に対する調査

KONAMI

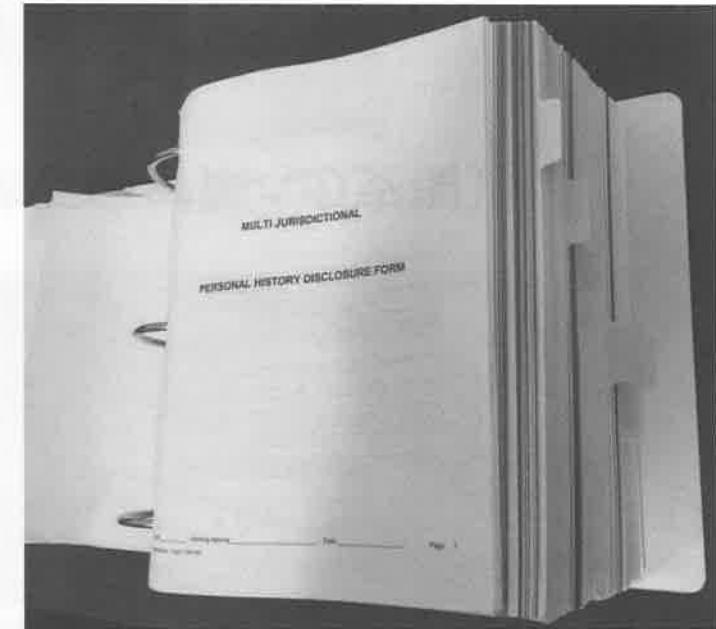
徹底的なバックグラウンドの調査 本人だけでなく家族も対象となる

調査概念

- ・ 正直で、誠実で、品位ある人格であるか。
- ・ 優良市民であるか。
- ・ ゲーミングビジネスを取り扱える安定した人であるか。

調査項目一例

- ・ 居住地歴
- ・ 職歴
- ・ 学歴
- ・ 無犯罪証明書の取得、指紋採取（警視庁）
- ・ ゲーミング業界とのこれまでの関わり、ライセンス歴
- ・ 財務情報、税務情報、資産情報
- ・ 訴訟歴
- ・ 公私における交友関係



- 調査官との面接等、すべての手続きが終了後、公聴会へ出席し、最終審査
(ネバダの場合、2段階)
- ①ゲーミングボードの公聴会、②コミッショナーの公聴会

Compliance before Commerce 「商売よりもコンプライアンスが優先」

以 上

当社グループの事業活動等、その他詳細については、以下URLよりご参照下さい。

<https://www.konami.com/ja/>

<https://www.konami.com/corporate/ja/business/>

<https://www.konami.com/corporate/ja/business/casino.html>

<https://www.konami.com/socialsupport/ja/>

テーブルゲームサプライヤー における外国政府当局の認証 －認証プロセスと監査の要点－

2017年5月31日
エンゼルプレイングカード株式会社

はじめに ~ エンゼル社の概要

- ◆弊社は、世界中の大型カジノ(IR型カジノ)を中心に、テーブルゲームで使用するトランプを製造・販売しているトランプメーカーです。
 - ◆アジア、ラスベガス、オーストラリアにおけるカジノトランプマーケットにおいて、弊社は、顧客より高い評価を頂いております。
一中でも、マカオ、シンガポール、ラスベガス、オーストラリアの多くの大型カジノとは、カジノのオープン以来、長期に渡り継続的な取引があります
- カジノ向けトランプメーカーとして、世界シェア50%以上の取扱規模を有しております

はじめに ~ エンゼル社の概要(続)

◆弊社は、一般的なカジノ向けトランプのみならず、それまでマーケットに存在しなかった新商品を同業他社に先駆けて開発し、ほぼ独占的に販売して参りました。

高セキュリティ対応型バカラ用電子シュー* ("ANGEL EYE")	プレシャッフルトランプ ("ANGEL PROTECT CARDS")
<ul style="list-style-type: none">●予め偽造防止加工された弊社製の適切なカードのみを<u>排他的に</u>判読し、ゲーム結果を表示するシューである。●シューからカードが引かれる時に数字・スートを判読する機構を備えており、ゲーム開始前にシュー内のカードの並び情報が盗まれる危険性が低い。●シューに表示されたゲーム結果と現物カードを照合することで、プレーヤーやディーラーによる、カードすり替え等のイカサマを防止できる。 <p>*「シュー」とは、ディーラーがテーブル上で使用する、複数組のトランプを事前にストックし、カードを1枚ずつ配付する装置のこと。</p> 	<ul style="list-style-type: none">●従来、カジノ内にある専用ルームで労働集約的に実施されていた、カードの検品・シャッフル作業の代替製品である。●カジノと地理的にセパレートされ、安全かつ高度に管理されたカード工場において「事前にシャッフルされた」状態のカードをカジノに提供し、カジノ側のカード管理のリスクやコストを大幅に削減した。●単なるシャッフルではない新たな付加価値を提供している。<ul style="list-style-type: none">—カードの並びが統計的にランダムであること—誰もカードの並びを知り得ないこと("NO ONE KNOWS") 



これら新商品の投入により、カードゲームのセキュリティは飛躍的に向上しました。
弊社は、アジアを中心とするIR産業の健全な発展に一定の貢献をしてきた、と自負しております。

エンゼルグループのグローバル拠点体制(2017年5月時点)



テーブルゲームにおける政府当局の認証

<認証の目的とアプローチ>

目的	(1) 反社会的勢力の排除	(2) 公正なゲーム運営
アプローチ	<p>■当該サプライヤーへの背景調査</p> <p>→ カジノに商品を供給する会社及び個人に対し、不正を行う素地が無いかをチェックする</p> <p>→ 当局指定のフォーマットの書類にて申請者が資料を作成・提出し、当局が審査を行う</p>	<p>■商品の製造工場に対する監査(工場監査)</p> <p>→ トランプやチップといった、膨大な数量が使用される商品の場合、商品1つひとつを、直接、第三者機関がチェックすることは事実上不可能であるため、商品を生み出す生産プロセスの監査が不可欠となる</p> <p>→ 監査は、「商品が外部に流失しない」、「不良品が良品に混入しない*」仕組みが確立されているか、の観点で実施される</p>

<認証期間>

- ◆通常3~5年で更新
- ◆更新時に、必要に応じて同様の審査手続きを行う。

<認証に要する費用の当局による徴収>

- ◆審査料(5万USドル~10万USドル程度) → 申請時に徴収する
- ◆工場監査費用(渡航費を含む交通費、宿泊費等) → 発生ベースで実費請求する

背景調査の概要

- ◆認証を受けたいサプライヤーは、通常、申請書類の作成と当局への提出を求められる。
- ◆中でも特に、ライセンス申請の場合には、
 - 法人情報
 - に加えて、
 - 主要株主や取締役等に対する詳細の個人情報
 - の提出が追加で必要となる。

＜主な調査項目（例）＞

法人情報	個人情報
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>社歴<input type="checkbox"/>銀行取引<input type="checkbox"/>財務資料<input type="checkbox"/>裁判歴<input type="checkbox"/>過去の法令違反歴 <input type="checkbox"/>事実を開陳していることの宣誓書*<input type="checkbox"/>外部調査の承諾書 (関係当局、銀行への側面調査など)	<p>(主要株主、取締役、主要従業員に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>（本人及び扶養家族の）財務資料 (財産明細、収入と支出、納税証明、過去1年間の銀行口座の出入り等)<input type="checkbox"/>身元保証人(3~5名)<input type="checkbox"/>犯罪証明<input type="checkbox"/>個人信用情報<input type="checkbox"/>指紋認証 <input type="checkbox"/>事実を開陳していることの宣誓書*<input type="checkbox"/>外部調査の承諾書 (関係当局、銀行への側面調査など)

*記載事項に事実でないものがあると判明した場合、一度認証されたライセンスははぐ奪される

工場監査の概要

【カジノトランプに対する工場監査のポイント】

◆工場監査は、主としてセキュリティを対象に、当局の監査人自らにより、入念に実施される。

①:従業員に関する項目

- ◆個人の背景調査(日本では難しい)
- ◆服装(制服がポケット無しとなっているか)
- ◆カメラ・携帯電話等を現場に持ち込めない仕組み・ルールの有無 等

②:工場全体のセキュリティに関する項目*

- ◆建屋がワンルーフか
- ◆モノの出入りやヒトの入退出の経路・設備のチェック
- ◆監視・警備の方法 等

* 詳細はP7を御覧ください

③:生産(数量管理)に関する項目

- ◆カードの流出防止対策がなされているか
 - ・各工程ごとに、投入数、良品数、不良品数が正しくカウントされているか
 - ・各工程ごとに、投入数＝良品数＋不良数 である(工程内流失が無い)ことを確認しているか
 - ・各工程ごとに、良品数＝次工程の投入数 である(工程間流失が無い)ことを確認しているか
 - ・各工程の不良品が、正しい数だけ必ず廃棄されているか

◆実際の監査プロセスにおいては、当該サプライヤーに対する、

- －他州・他国におけるライセンス調査
- －取引実績のある大手カジノのリファレンス
が十分に考慮され、合否が決定される。

工場全体のセキュリティとは — 弊社トランプ工場の例

主な特徴

◆工場建屋がワンルーフ…①

- 建物外からのヒト、モノの出入りルートが限定される
- 製造エリア内のモノの移動・管理のシンプル化が可能

◆従業員入退出の厳格なセキュリティ管理…②

- 建物内に入るためには指紋認証が必要
- 更に入退出ゲート通過のためにカードキーと静脈認証が必要
- 更にゲート通過時に監視カメラで確認
- 製造エリアに入るためにも、カードキーが必要

◆原材料搬入、製品搬出時のセキュリティ管理…③

- トラック、コンテナを1台毎に建物内部に入れたあと、必ずシャッターを閉め建屋外と遮へいしたのち、荷受・搬入・搬出作業を行う
- 商品出荷の際には、予め弊社で採番管理されたユニークな管理NO付きシールにてコンテナが封印され、商品を荷受けするカジノ側で管理NOを照合した上で開梱される

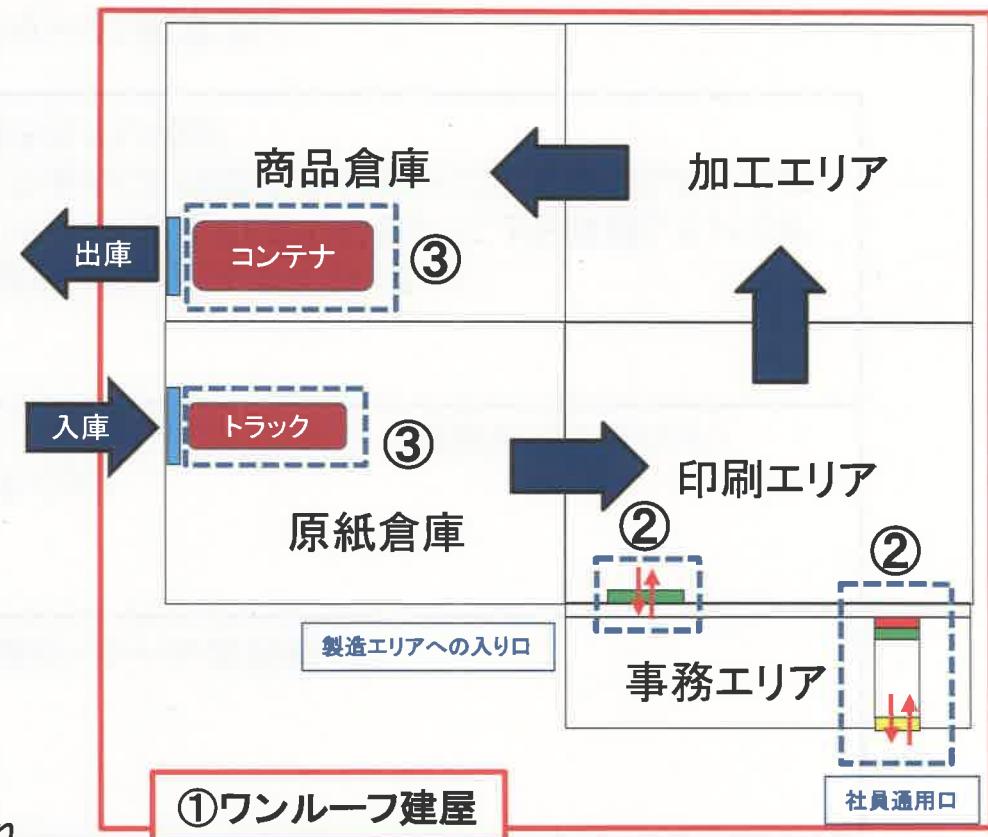
◆建物内外に、約500ヶ所の監視カメラを配置

- 常時監視・録画を行ない、必要に応じて一定期間動画を保存している

◆警備会社による警備

- 建屋内外に異常があった場合、空間センサーが作動し警備会社が直ぐに駆けつける

【 工場建屋平面(概念)図 】



■ 指紋認証

■ 静脈認証

■ カードキー

■ シャッター

← モノの流れ

↔ ヒトの入退出

参入規制に関する論点

1. カジノ事業の参入規制について
2. I R 事業運営形態について
3. 株主の規制について
4. カジノ関連機器等製造業等の参入規制について

第2 参入規制に関する論点

1. カジノ事業の参入規制について

①これまでの議論

推進法

- 「カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者（以下「カジノ施設関係者」という。）は、（中略）カジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない」（第9条）
- 政府は、「カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から」、カジノ施設関係者から「暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項」等について「必要な措置を講ずるものとする」（第10条）

附帯決議

- カジノ施設関係者については、「真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずる」（第7項）
- 「法第9条及び第10条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築する」（第11項）

推進法の国会審議の過程

- 全てのカジノ施設関係者に対して、「最高位の廉潔性を求めなければならないと思っており、厳格な参入規制、適格性の審査並びに行為規制、そして監督が必要」との趣旨の提案者答弁。

②諸外国におけるカジノ事業免許の審査（1）

- カジノ事業を行う場合、免許の取得が義務付けられていることが一般的。
- 規制当局は、①社会的信用、②反社会的勢力との接点がないこと、前科がないこと等、③資金源を含む財政状態、④運営・経営能力、経験、⑤法令順守の組織内体制等を審査。
- FATF※勧告においては、「カジノは、必要な資金洗浄・テロ資金供与対策を効果的に実施していることを確保するための包括的な規制制度及び監督体制の対象となるべきであり、少なくとも、免許制とすべき」とされている。

免許の対象	国・地域により異なるが、例えば米国ネバダ州ではカジノ事業者のか以下のが対象となっている。 <ul style="list-style-type: none">- カジノ事業者の株主- カジノ事業者の経営陣- ゲームの運営に関する従業員- ゲーミング機器の製造等を行う事業者- カジノ施設が整備される土地の所有者 等
要件	国・地域により異なるが、概ね以下の要件が規定されている。 <ul style="list-style-type: none">①社会的な信用を有すること（誠実さ、正直さ、善良さ等）②反社会的勢力との接点がないこと、前科がないこと等③資金源を含む財政状態④運営・経営能力、経験⑤法令順守の組織内体制 等
有効期間	<ul style="list-style-type: none">・ シンガポール : 3年・ 米国ネバダ州 : 無期限
費用負担	審査に係る費用は申請者が負担

(※) Financial Action Task Force : 国際金融作業部会。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための国際基準を策定する多国間の枠組みとして、1989年のアルシ・サミット経済宣言によって設立。

③諸外国におけるカジノ事業免許の審査（2）

- カジノ事業免許交付に際しては、規制当局が背面調査を実施することが一般的。
- 規制当局は、①免許申請者等に対して広範な情報提出を求め、②その情報の確認を行い、③分析結果を踏まえて追加情報を収集する等のプロセスを通じ、事業主体の廉潔性や事業運営の健全性等が確保されているか等を徹底的に調査。
- 米国ネバダ州ではMulti Jurisdictional Personal History Disclosure Form（カジノ事業免許の申請における共通確認事項）に基づいて、背面調査を実施。その他の国・地域でも、同様の項目について背面調査を実施。

Multi Jurisdictional Personal History Disclosure Formの項目例^(※1)

一般（非財務）事項	<ul style="list-style-type: none">• 刑事・民事訴訟記録• 学歴• 軍歴• 雇用歴• 婚姻歴• 犯罪情報（前科前歴）	等43項目
財務事項	<ul style="list-style-type: none">• 資産情報（銀行預金、貸付け、生命保険等）• 負債情報（支払手形、抵当権等）	等34項目

(※1) 本人だけでなく、配偶者、被扶養者等について調査される項目も含まれる。

(※2) 例えば、米国ネバダ州では、過去10年間に遡って、金融取引の情報が求められる。

④今後の議論の方向性：カジノ事業免許の原則（1）

＜カジノ事業免許による健全な事業運営の確保＞

原則1 カジノ事業免許に基づく廉潔性確保と厳格な規制

カジノ事業の実施は、

- ・ I R 事業の実施による公益目的達成のため刑法の賭博罪の例外をごく少数に限って認めるという特権的な性格を有するものであり、その主体には高度な規範と責任、廉潔性が求められること、
- ・ カジノ特有の性格に鑑み、懸念への対処を含めたカジノ事業の健全な運営を確保するため業務及び財務について厳格な規制を課す必要があること

から、諸外国の制度と同様、カジノ事業については、免許制の下で、事業者及び関係者から反社会的勢力を排除するなど高い廉潔性を確保するとともに、事業活動に対し厳格な規制を行うべきではないか。

また、継続的な廉潔性の確保を徹底するため、カジノ事業免許については更新制としてはどうか。

原則2 カジノ事業免許の主体を I R 事業者に限定

カジノ事業は、公益性を有する I R 事業を実施するために特別に容認されるものであることから、カジノ事業免許を受けることができる主体は、一体性が確保された I R 事業者に限定すべきではないか。

原則3 I R 事業者やその役員のみならず幅広く関係者の廉潔性等を背面調査により審査

I R 事業者にカジノ事業免許を付与する際には、高い廉潔性を確保するため、I R 事業者、カジノ事業及び非カジノ事業部門の役員のみならず、I R 事業活動に支配的影響力を有する外部の者等についても幅広く廉潔性等の審査の対象とすべきではないか。

⑤今後の議論の方向性：カジノ事業免許の原則（2）

＜認可制等を通じた廉潔性の確保＞

原則4 株主等について認可制等で規制

カジノ事業免許を受けるIR事業者の株主等は、IR事業者とは別の主体であるが、株主権等の行使によりカジノ事業に重大な影響力を有するほか、カジノ収益の配分を受け取る者であるため、IR事業者と同水準の高い廉潔性を求めるべきであることから、諸外国の例や我が国の銀行法の例を参考にして、株主等については、認可制等の下で、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保することとしてはどうか。

原則5 IR事業者が行う取引についても認可制等で規制

「カジノ収益の一部であっても受け取る者については高い廉潔性を求めるべき」という基本的な考え方の下、非カジノ事業部門を含めIR事業者が行う全ての事業部門における取引先の廉潔性を確保するため、これらの取引については、認可制等の下で、反社会的勢力等を排除することとしてはどうか。

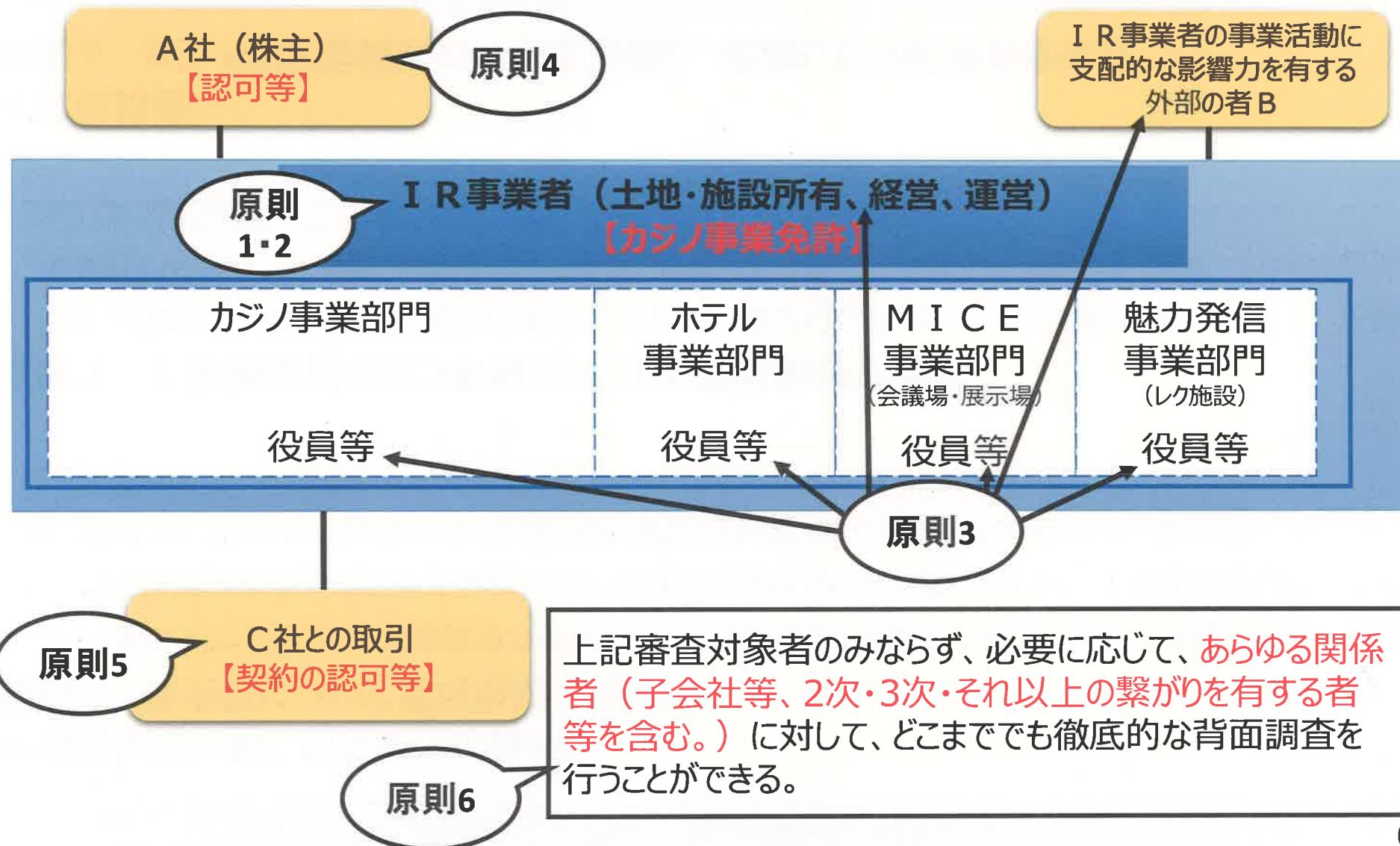
＜背面調査＞

原則6 カジノ管理委員会の体制を整備し、徹底した背面調査を実施

IR事業者や関係者等の高い廉潔性を確保するためには、免許・認可の際の審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がりを有する者等を含む。）に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行う必要があるのではないか。そのためには、十分な調査権限や人員・体制をカジノ管理委員会に整備すべきではないか。

⑥一体性が確保されたIR事業者の原則的運営形態とカジノ事業免許

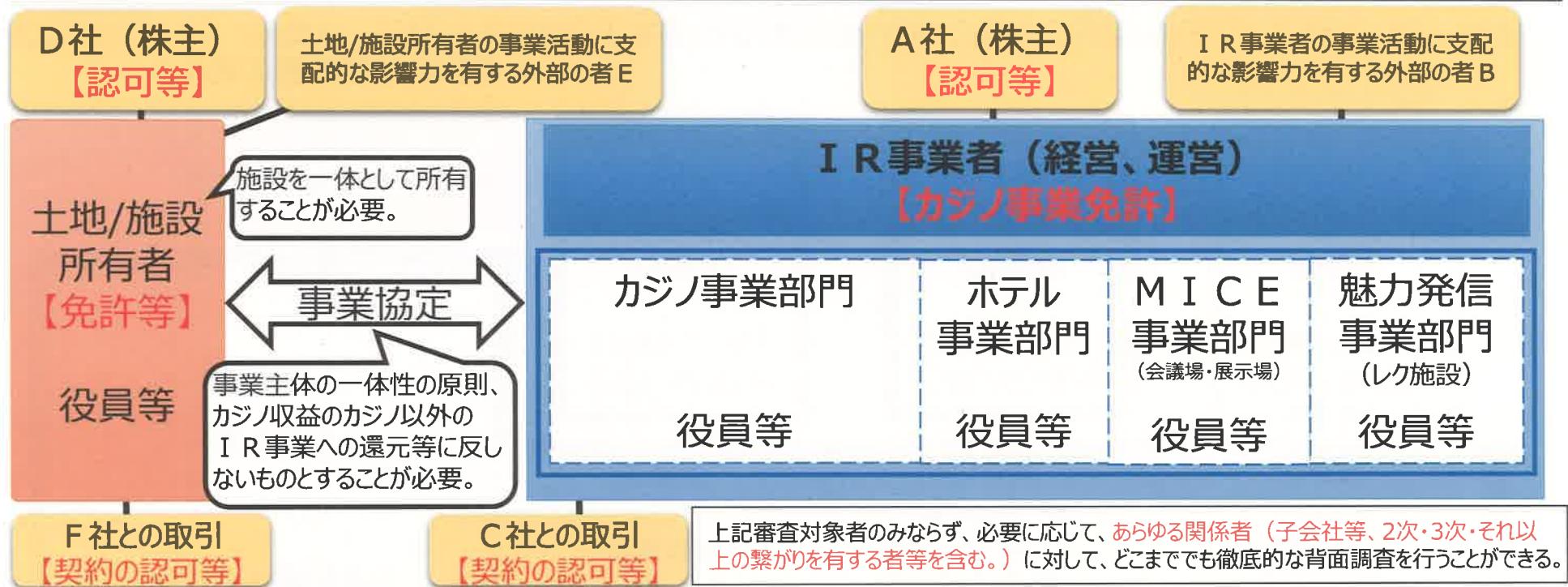
- IR事業者等について、免許・認可等の対象とし、徹底した背面調査を行うことにより、高い廉潔性を確保する必要がある。



2. IR事業運営形態について

①経営資産（土地/施設）がIR事業者から分離される場合

- IR事業者が土地/施設を直接保有しない形態はあり得る。ただし、土地/施設所有者はIR事業者に重要な経営資源を提供し、かつその対価を受け取る者であるから、一定の参入規制が必要ではないか。



<米国ネバダ州の規制の例>： 規制当局は、カジノ免許保有施設の敷地等に利害関係を有する者に、免許の取得等を義務付けることができる。

＜今後の議論の方向性＞

- 土地/施設所有者は、IR事業者とは別の主体であり、カジノ事業を含むIR事業の経営を担う者ではないが、土地/施設の所有権を通じてカジノ事業に重大な影響力を有するほか、カジノ収益の配分を受け取る者であることから、諸外国の例を参考にして、カジノ事業免許とは別の免許制等の下で、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保することとしてはどうか。
- IR施設のあり方については、IR事業の重要な要素であることから、事業主体の一体性の原則に照らし、IR事業者と施設所有者との事業協定において、IR事業者が判断することを定めるべきではないか。

②経営と運営が分離される場合（業務運営委託）

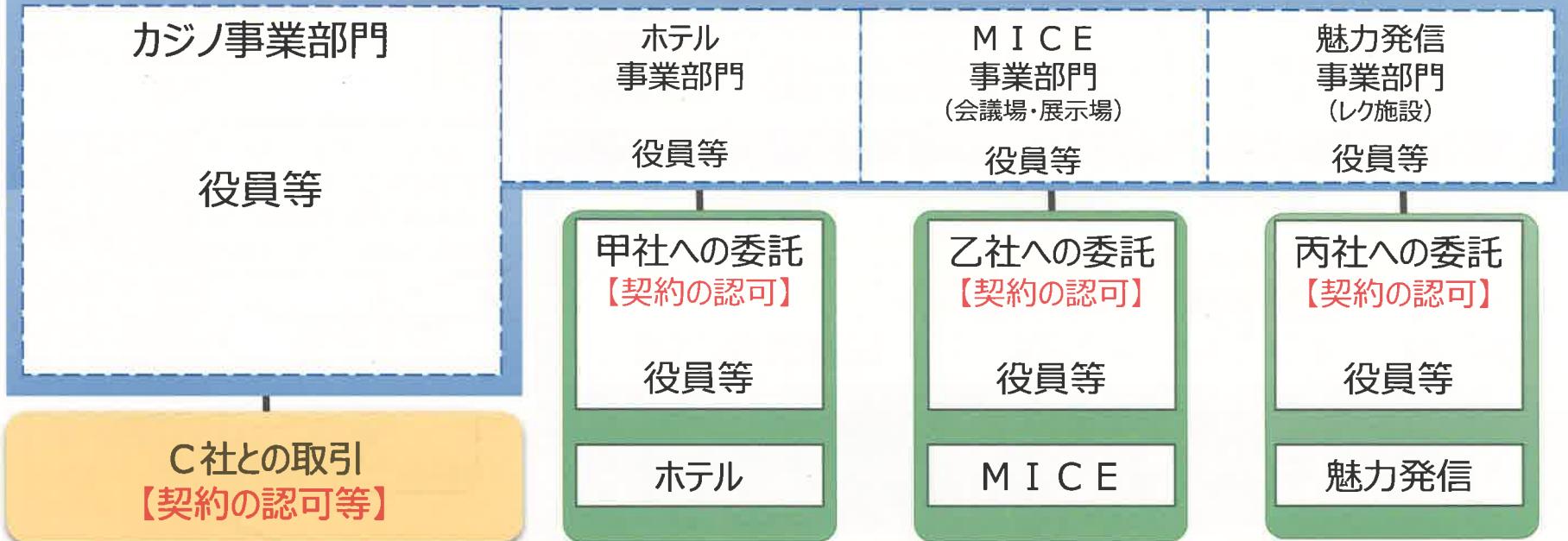
下記審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がりを有する者等を含む。）に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。

A社（株主）

【認可等】

I R事業者の事業活動に支配的な影響力を有する外部の者B

I R事業者（土地・施設所有、経営、運営） 【カジノ事業免許】



＜今後の議論の方向性＞

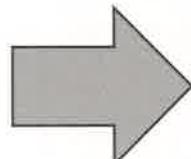
- カジノ事業は、公益性を有するI R事業を遂行するために特別に容認されるものであり、カジノ事業免許を受けたI R事業者にはカジノ事業の運営に関して高度な規範・責任が求められることから、カジノ事業の運営については、第三者への委託を認めるべきではないのではないか。
- 一方で、非カジノ事業については、その業務の効率性や専門性の観点から、運営委託を認める余地はあるが、その場合においても、委託先の廉潔性及び適切な業務遂行を確保する必要があることから、I R事業としての経営の一体性を損なわない範囲で、委託契約を認可制とすべきではないか

3. 株主の規制について

- 諸外国では、一定割合以上の議決権等を保有する株主については、カジノ規制の対象とし、厳格な審査要件が課されており、我が国においても、これらを参考にカジノ事業免許を受けるＩＲ事業者の株主や持分保有者について、認可制等の参入規制を課すこととする（原則４）が、具体的にいかなる規制を課すべきか。

諸外国の例や銀行法の例（参考資料参照）では、総議決権等の5%を閾値として、認可制や届出制といった規制を課しており、事業に対する一定の影響力を及ぼす保有割合としては、「5%」という割合が1つの基準となり得る。

＜今後の議論の方向性＞

- 
- 株主等の認可制等に係る制度設計においては、諸外国の例や我が国の銀行法の例を参考にして、カジノ事業に対する影響力の程度等を勘案の上、認可の対象とするのは、議決権、株式又は持分の保有割合が5%以上の株主等としてはどうか。
 - また、保有割合が5%未満の株主等についても報告を徴求し、必要に応じて、その廉潔性を調査し、不適格者への対応をできることとしてはどうか。

<参考>諸外国・我が国の株主規制の例

シンガポール	米国ネバダ州	銀行法（日本）	独禁法（日本）
<ul style="list-style-type: none"> 議決権5%以上保有者 → 認可 発行済株式又は議決権12%以上保有者 → 認可 発行済株式又は議決権20%以上保有者 → 認可 ※ 20%以上保有者で官報において指定された者（主要株主）は、他のカジノ事業者の株主となることができない。 等 	<p>【公開会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議決権5%超保有者（機関投資家以外） → 届出 議決権10%超保有者（機関投資家以外） → 免許 議決権25%超保有者（機関投資家） → 免許 <p>【非公開会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行済株式又は議決権5%以下保有者 → 登録 発行済株式又は議決権5%超保有者 → 免許 等 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権5%超保有者 → 届出 議決権20%以上保有者 → 認可 議決権50%超保有者 → (特に必要な場合) 経営健全性を確保するための改善計画の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権5%超保有者（銀行業者） → 認可 議決権10%超保有者（保険業者） → 認可

4. カジノ関連機器等製造業等の参入規制について

＜カジノ関連機器等及びカジノ関連機器等製造等事業者＞

○カジノ事業では、一般的に、

- ① ゲーミングの結果に影響を及ぼす機器等（スロットマシン、ルーレット台、カード、サイコロ等）
- ② ゲーミングの結果に基づく金銭の支払に影響を及ぼす機器等（チップ、チップ現金交換機等）
- ③ ゲーミングの管理に関する機器等（カジノ管理システム等）

が使用されているが、これらカジノ関連機器等は、ゲーミングの公正性や財務・会計の適正性を始めカジノ事業の健全な運営を確保する点で、カジノ事業に重大な影響を及ぼすものである。

○カジノ関連機器等の製造・輸入・販売・貸与・修理を行う事業者（カジノ関連機器等製造等事業者）は、カジノ関連機器等の品質の確保、供給を通じてカジノ事業に重大な影響を有する者であるほか、カジノ収益の一部を受け取る者であるため、高い廉潔性を求める必要がある。

＜諸外国の規制の例＞

【シンガポール】

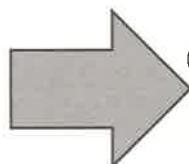
・ゲーミング機械（スロットマシン等）の製造業者、供給業者（設置、保守、修理業者等を含む。）は認可を受けなければならない。

【米国ネバダ州】

・ゲーミング装置（スロットマシン等）等を製造・販売・流通する事業者は免許を受けなければならない。

・規制当局は、ゲーミング装置を修理する事業者、チップ又はゲーミングトークンを製造・流通する事業者に、免許の取得等を義務付けることができる。

＜今後の議論の方向性＞



○カジノ関連機器等製造等事業者については、カジノ事業そのものを行う者ではないが、カジノ事業の健全な運営を確保する観点から、諸外国の例を参考とし、許可制の下で、事業者及び関係者から反社会的勢力を排除するなど廉潔性を確保するとともに、事業活動に対し十分な規制を行うべきではないか。

また、継続的な廉潔性を確保するため、当該許可については更新制としてはどうか。

○カジノ関連機器等については、カジノ事業の健全な運営を確保する観点から、その品質や性能等について必要な規制を行うべきではないか。